

館列陳品 爾濱爾哈
トツレアンバ
題問道鐵支東
の
(下) 過經其と相眞

月二十年四和昭
號五十二百第



始



露滿蒙通信刊行會規定

- 一、本會は歐露、西比利亞及滿蒙の財政、經濟、金融その他一般事情を調査通信するを目的とします
- 二、本會は左の刊行物を發行します
 - (イ) 露亞時報—露滿蒙地方の財政經濟その他一般事情の記事があります(月刊雜誌)
 - (ロ) バンフレット—同上記事を三十頁乃至百頁に一纏めにしたる單行書であります(月二回)
 - (ハ) 週報—週内哈爾濱地方に起りたる出來事を簡報し讀者の質問に供するのであります(週刊謄寫版)
- 三、本會は哈爾濱商品陳列館内に設けてあります
- 四、會員は一ヶ年拾貳圓の會費を前納しまして前記諸刊行物を受納するのであります

北滿洲哈爾濱道裡斜街商品陳列館内

露滿蒙通信刊行會

哈爾濱商品陳列館

パンフレット第百二十五號

東支鐵道問題の真相と其經過 (F)

東支鐵道問題は北滿に於ける蘇支外交問題の種となつて居る、而して蘇支外交問題と東支鐵道其ものに就ては滿蒙に大關係を有する日本に取りて最も傾注すべきものである、即議員岡田質をして其真相と時局の經過を編纂せしめ讀者に頒つ所以である。

昭和四年十二月十五日

森 御 蔭

露滿蒙通信刊行會規定

- 一、本會は歐露、西比利亞及滿蒙の財政、經濟、金融その他一般事情を調査通信するを目的とします
- 一、本會は左の刊行物を發行します
 - (イ) 露 亞 時 報—露滿蒙地方の財政經濟その他一般事情の記事があります(月刊雜誌)
 - (ロ) パンフレット—同上記事を三十頁乃至百頁に一纏めにしたる單行書であります(月二回)
 - (ハ) 週 報—週内哈爾濱地方に起りたる出来事を簡報し讀者の質問に供するのであります(週刊讀書版)
- 一、本會は哈爾濱商品陳列館内に設けてあります
- 一、會員は一々年拾貳圓の會費を前納しまして前記諸刊行物を受納するのであります

北滿洲哈爾濱道裡科紋街商品陳列館内

露滿蒙通信刊行會

哈爾賓商品陳列館

パンフレット第百二十五號

東支鐵道問題の真相と其經過 (下)

東支鐵道問題は北滿に於ける蘇支外交問題の種となつて居る、而して蘇支外交問題と東支鐵道其ものに就ては滿蒙に大關係を有する日本に取りて最も傾注すべきものである、即館員岡田實をして其真相と時局の經過を編纂せしめ讀者に頒つ所以である。

昭和四年十二月十五日

森 御 蔭

東支鐵道問題の真相と其の經過（下卷）

目次

六、時局に依る東支鐵道の變化……………	一
イ、概 要……………	一
ロ、督辦公署並に理事會……………	三
ハ、管 理 局……………	六
ニ、北京支社並に出張所……………	九
ホ、財 政……………	一五
ヘ、運 輸……………	一八
ト、治 安……………	三三
七、時局發生後に於ける蘇支紛争狀況……………	三九

一、兩國の軍備……………	三九
二、滿洲里……………	四〇
三、綏芬河……………	四四
四、水軍と黒河方面……………	四八
五、三河地方の慘狀……………	五二
八、諸列國の態度……………	五六
九、時局の當地方經濟界に與へたる影響……………	六四
一〇、時局に際し特に邦人の蒙りし影響……………	七七
一一、時局の將來……………	七八
附 錄……………	八一
一、蘇支協定摘錄……………	八一
二、暫行管理中東鐵路協定摘錄……………	八三
三、奉蘇協定摘錄……………	八六

東支鐵道問題の真相と其の經過 (下 卷)

六 時局に依る東支鐵道の變化

イ 概 説

東支鐵道は、理事會と管理局より成り、鐵道の變化は即ち右兩機關の變化を主とし是に伴ふ運輸並に財政の變化を従とする。由來這般の繫争問題を惹起せるは、假令蔣介石の命令を受けた張學良の指令に據るご言ふも、事員其の命令により是を具體化し實行したるは理事會督辦呂榮寶氏である。即ち東支鐵道に於ける一切の變化は、實に呂督辦の指令に發し、氏の發令は行政長官たる張景惠氏及び、理事會に於る支那側理事並びに後日代理管局長となれる、范其光氏等の合議と奉天當局の意嚮によれるものである。

時局發生前に於いては、理事會の會長格たる智辨は支那人とし管理局長をサウエート人たらしむる事によつて、事務の公平を期したるも、事實はサウエート側幹部大勢力を有し、支那側は、

全く無勢力の状態であつた。

然るに時局發生と同時に支那側は、管理局長エムシャノフ氏を初め、一切のサウエート各課長を共産主義的運動に連座せりこの口實によりて罷免又は追放し、支那人を以つて、是に代ふるに至つた。但一人豫算審査課長たるイリンスキー氏のみは宛かも七月初旬以來豫算の編成に當れるを以つて罷免せず、其の事務の完了を俟つて罷免したのである。

よつて、時局以來東支鐵道に於けるサウエートの勢力は全然一掃され、東支鐵道全般の事業は唯支那人の運川に委せられて居る。以下項を逐ひて其の實情を概説する。

一、督辦公署並に理事會

(イ)督辦公署は一九二〇年七月、露國革命の後、露支權利の公平を期する爲支那側に於いて任意に設立せる鐵道の監督機關であつたが其後サウエートの權利、舊露に代るや、同公署は變態的存在なりとして、幾度かサウエート側の廢止要求に會した。よつて支那側も、サウエートの爲に副理事長事務所を建設すべき條件を與へ、兎に角今日迄月額一萬二千八百留の經費を東鐵より受けて居る。同公署は交通部の直轄する處である。

	(時局前)	(時局後)
管 辦	呂 榮 賓	同
參 贊	王 紹 先	同
顧 問	曾 有 翼	同
同	傀 鴻 達	鐘 廣 生
秘書長	王 紹 先	同
第一科長	趙 海 蔭	同
第二科長	蘇 青 免	同
第三科長	祝 春 安	同
第四科長	崔 春 熙	同

右の如く時局前を通じて顧問一名の移動ありしのみ。

□ 理事會

奉露協定は其の第一條(六)に於いて、左の如く理事會の意義を明らかにして居る。

ては理事會の東支鐵道に對する影響の大なるを慮り且は引揚げたるサウエート側に對する中譯に從前の通り是を存置する事とした。但し兩國理事の合議制に仍る能はざるを以つて、支那側は臨時辦法を設け左の如く決定して今日迄實行されて居る。

一、支那側理事の合議、

二、呂督辦と行政長官張景惠兩氏の協議、

三、以上の決定に俟ち、呂督辦の名により發令すること。

東支鐵道の沿革に於いて、督辦一個の名に據る發令は空前の事に屬する。

註 斯かる例は一九一八年ホルワート將軍が東支鐵道專務理事たりし當時獨斷的命令を發したる事唯一回あるも後日に至り本命令は取消された。

ハ 管理局

時局管理内にありし部課の總數は廿三課中支那側四課を有し他はサウエート側より課長を任じた。(次長は各課二名宛を有し露支一人を以つて是に充てた)以つて管理局内に於けるサウエートの勢力の如何に大なりしかを窺ふに十分である。

右廿三課中時局前、廢止されたるもの或は、東鐵より國家主權に移管されたるもの、並に時局と共に廢止されたるもの合計七課に及び現在存続する十六課は一律に支那人、又は支那歸化露人及び白露人を以つて其の課長に充て以つて完全に赤露人を排したのである。

次に時局前後に於ける管理局長以下各課長の移動状態を示せば左の如くてある。

職名	時局前	新任者
管理局長	エムシーノフ	范其光(代理)
副局長	エイスマンド	李紹庚
同	郭崇熙	范其光(兼)
商業部長	ネオビハーノフ	夏仲毅
經濟調査局長	ヂーキー	伊里春(代理)
能率課長	ブリヤニチコフ	(廢止)
總務課長	クリヤーゼフ	アフアナセンコ
經理課長	ベカリスキー	高恩濤(代理)

法津課長	マトシエフスキー	袁行允(代理)
線路課長	屠慰曾	同
汽車課長	カリリーナ	高端
營業課長	ナイトーフ	マクシーモフ
用度課長	ボーペリ	同
土地課長	ゴルデーエフ	同
舍宅課長	クリンスキー	同
測候所長	バプロフ	潘德霖(移管セラル)
船舶課長	ルネフスキー	(廢止)
保健課長	魏立功	同
獸醫課長	メシチエルスキー	同
圖書館長	ウストリヤロフ	楊聞庠(移管セラル)
收入審査課長	イリンスキー	孫恒(代理)

電信課長	ザテプリンスキー	史宣(代理)
學務課長	ボノマレフ	張國忱(移管セラル)
恩給課長	ソコロフ	ヤーコフレフ
露支交渉署	蔡運升	同
印刷所長	李秀春	同

猶東支鐵道に於ける時局前の従業員總數は約二六、〇〇〇名で中サウエート國籍人は一二、〇〇〇人他は支那人、支那歸化露人及び白露人等約一四、〇〇〇名なりしも時局勃發に次ぐ國交斷絶の結果、罷免者辭職者は八月十日迄に約三、〇〇〇名に達したるを以つて、支那側當局は鐵道事務の澁滞を來たさざる様サウエート國籍人を除く露支人を採用して是に代えた、よつて現在の國籍別従業員數は左の如くなる。

サウエート國籍人 九、〇〇〇名
 支那人(支那歸化露人) 一七、〇〇〇名
 白露人ヲ含ム

二 北京支社並ニ出張所

北京支社設立の使命は、一種の交渉機關として、露支間の折衝或は支那中央部の對東鐵關係を圓滑ならしむるに任じ從來は寧ろ親露的の機關なりしも、近年は既に多分の反露的色彩を有し、同時に從來の如き交渉機關たるの意義を有しなかつた、従つて、其の存在も、左程必要ならず殊に時局發生の後にあつては未だ廢止或は解散の公表を見るには至らざるも兎に角自然廢止の状態にあり、試みに各課移動の狀況を擧ぐれば左の如くである。

	時局前	時局後
支社長	劉恩格	罷免(欠)
法律課長	リヤザイフスキー	罷免(欠)
次長	王紹先	課長代理(留任)
商業課長	クレンコーフ	罷免(欠)
次長	車席珍	課長代理(留任)
業務課長	夏仲貽	程世模
次長	ブムビヤンスキー	罷免(欠)

各出張所	
經理課長	チジエーフスキ 罷免(欠)
次長	何澤霖 留任
技術課長	カラバノフスキー 罷免(欠)
次長	アブラーモフ 罷免(欠)

時局前に於ける東支鐵道の出張所は通關代辦所運輸營業所並に商業出張所及其の支所等合計四十五ヶ所に達し、中四十一ヶ所は、商業出張所並に支所、然して運輸營業所は二十三ヶ所に達したるも多くは商業出張所と兼營された。亦通關代辦所は滿洲里、綏芬河、長春並に寬城子の四ヶ所にありて、長春(寬城子支所)を除く他は何れも運輸營業所を兼營した。

各出張所中時局の影響を受けたるは商業出張所である。

是は東支鐵道管理局商業部に屬し、其の従業員は昭和四年一月一日付約一、三〇〇名に達し、陰然たる勢力を有した。殊に其の存在は政治的色彩を多分に有するものとして屢々支那側の縮少要求に會したるを以つて、サウエート側は止むを得ずして、本年春以來その縮少を斷行しつゝ、あつた

當時の支那側の是に對する要求は即ち左の如きものであるに徴し商業出張所存在の意義の一半を窺ふに足る。

一、營業部出張所は營業課の下に屬すべきもの、

二、數百萬留の巨費を要し、然も収入の之に伴はざること、

三、商事の行爲を忘れ赤化宣傳を行へる嫌疑濃厚なり、

四、自部の収入は任意是を従業員に分配しつゝあり、

よつて商業部に於いても從來の如き活動を許されず従業員の如きも約五百名に減じ同時に時局後各出張所並に支所主任を左の如く變更し茲にも赤露の勢力を排して、支那人又は白露人を任命するに至つた。(茲には主なる出張所のみを掲ぐ)

所在地	機關種類	舊主任	新主任	創立
滿洲里	通關・運輸	シャシコフ	同	一九〇三
海拉爾	商業・運輸	トクマコフ	グリゴリーウイツチ	一九二五
富拉爾基	同	オトドラツク	同	一九二六

昂々溪	同	スビニチエンコ	同	一九二五
齊々哈爾	同	王 某	石 嵩	一九〇七
安 達	同	ジェルナコフ	同	一九二五
滿 溝	同	トボルコフ	ラブイキン	一九二六
廟台子	同	シシコートフ	ストラグース	一九二六
哈爾濱	同	バーニン	ニコリスキー	一九〇三
傅家甸	商業・運輸	王 寶	白 續	一九二六
一面坡	商業出張支所	ズウエレフ	方 傳	一九二六
小城子	商業・運輸	イワーノフ	同	一九二六
綏芬河	通關・運輸	ボロトフ	畢 庶	一九〇三
双城堡	商業・運輸	セーリシヨク	鄒 明	一九二六
三岔河	同	ドロフイン	サルマーノフ	一九二五
松花江	商業支所	ゲラシモフ	同	一九一八

伯都訥	商業・運輸	ゲ	ー	ン	コソラノーフ	一九〇八
寛城子	通關・運輸	ラ	ス	キン	梁 希 會	一九〇三
長 春	通關支所	ラ	ス	キン	梁 希 會	一九二五
吉 林	商業・運輸	ト	ボ	ルコフ	郭 德 崇	一九〇三
奉 天	商業出張所	モ	ロ	ゾフ	刑 玉 純	一九二五
營 口	商業出張所	ブ	ー	トフ	同	一九〇三
大 連	同	シ	ド	リン	同	一九〇三
天 津	同	ス	レ	バツク	畢 文 乘	一九二五
上 海	同	ゼ	フ	エーロフ	同	一九〇六

右に掲ぐる主任中舊來より繼續して罷免されざる者若干を含む、其の理由として考察せらるるは、恐らく残務整理の後若干を閉鎖するの意嚮なるべく、現在の東支鐵道に於いては、鐵道自體の運行事務に於いてすら、手に終えざるに況して、斯かる大規模の附帶的業務を兼營する事は可成り難事であると思はれる。兎に角現狀は次第に緊縮の方針をされるも、將來是等出張所が如何

なる運命を辿るかは、今日の處豫斷し難い。

木 財 政

東支鐵道に於ける支那側武斷回收の後は今迄其の營業收支に關する統計的の發表なき爲、其の内情の果して如何なるかを知るに由ない、然し乍ら、時局發生の七月は宛かも、輸送閑散の夏枯期であり、併も問題發生の當時にありては辭職者續出せる爲、其の預金、俸給の拂渡しは范局長の言に仍れば一日約五萬留に達し約一ヶ月繼續せられたるに徴すれば八月末旬迄に既に百五十萬留の支出を余儀なくされ、其後も引續き辭職者ありたるを以つて其の失費は悠に二百萬留を越過せり考へ得る。

新聞紙の報道によれば七、八月の收支概算は左の如し。

收入 (單位一萬留)	一九二九年	一九二八年
七月下半期	一八五、	二一〇、
八月上半期	一八三、	一七八・五
支出		

七月下半期	一七二、	一六一、
八月上半期	一八一、	一七四・五

右全一ヶ月間の收支を昨年に比較すれば

本年	昨年	
収入、	三六八、	三八八・五
支出、	三五三、	三三五・五
即ち、左の如き欠損となる		
収入、昨年より減	一一〇・五	
支出、昨年より増	一七・五	
計	三三・〇	

鐵道の營業收支は略々右の如き變動を受けたが八月十四日管理局長代理范其光氏の語る處に據れば「七月中に於ける東支鐵道の財政が従業員の俸給をすら支拂ひ得ざりし如き謠言を聞くも、事實無根である鐵道は既に七月分俸給は勿論のこと、八月分も既に前拂ひをなせるもの不尠八月

分は來る十八日迄に完全に俸給金額を支拂ふ筈である」と。

更に九月十二日付東支鐵道の發表せる財政状態は左の如くである。

七月十日付東鐵現金在高 (單位元)	
支那側銀行預金	一、七〇八、五一三
極東銀行	一、七五四、四三五
計	三、六〇二、四八八
九月十日付東鐵現金在高	五、七六五、六四九
七月よりの増加額	二、一六三、一六一

即ち是によれば、東支鐵道の財政は時局發生前日たる七月十日よりも約二百十六萬元余の増額を示した事となり、鐵道運賃の三八萬留欠損の如きは敢て意をなすに足らぬものの如くであるが、右増額の原因に就き東鐵の發表する處に據れば、各會社及個人に對する貸付金の回収による言ふ。然して今後に於ける取立可能額は約一四、〇〇〇、〇〇〇金留に達する。

若し右の貸付金回収額が事實二〇〇萬元以上に達せるものとすれば假令現在の東鐵財政を良好な

らしむるに雖依つて被れる各會社並に個人の影響は甚大なるものと考ふるに難くない。
要するに現在の財政強硬策の裡には、少からぬ無理がある。況して多少とも運賃収入に欠損を
續けつゝ、ありとすれば、東鐵財政の將來は必ずしも樂觀を許さない。

へ 運 輸

綏芬河國境 七月十四日閉鎖

滿洲里國境 七月十七日閉鎖

時局發生に基づき赤系従業員の辭職者續出の結果、運輸に直接關係を有する機關車運轉手の進退は支那側當局に非常な脅威を與へた、今七月のハルビン中央驛所屬の機關車運轉手數を國籍別に揚ぐれば左の如くである。

サウエート従業員	三〇名
白系露人	八名
支那人	五名
計	四三名

よつて支那側に於いては、白系露人中より運轉に精通せる者若干名を雇備し萬一に備えだが幸ひにも此は杞憂に終つた。

次に七月十四日、支那當局が護路軍に命じて客貨東のボグラニチナヤ（綏芬河）通過を禁止するや、完全に東行社絶するに至り、同日、同驛の停滯貨車は七〇〇車に達し、沿線に於ける東行貨車を合すれば一五〇〇車乃至一八〇〇車に達した、併も東行連絡の回復見込なきにより翌七月十日、東支鐵道は、東行貨車の配給を中止する旨正式に發表し、同時に東行貨物の受付を拒絶するに至つた。

よつて問題は既に受け付け又は發送せる所謂滯貨の處置である。

試みに七月十五日に於ける滯貨の品種別數量を掲ぐれば、

大豆	一三〇〇車
大豆 糟	一〇〇車
蕎麥、粟、小麥、穀等	三〇〇車
其他雜穀	一〇〇車

計

一八〇〇車

右の中邦人取扱に掛る、滞貨の數量と其の金額内譯を揚ぐれば略々次の如くなる。

一、中間驛に停滞せるもの

豆	糟	三二七車	三一七、〇〇〇圓
粟		三九車	六〇、七〇〇圓
麥	糟	二〇車	一一、〇〇〇圓
其他		二五車	二九、二〇〇圓
計		四一車	四一八、九〇〇圓

二、東行契約を終えたるもの

粟		二六八車	三四八、四〇〇圓
大豆		八〇車	八八、〇〇〇圓
高粱		四六車	三九、五六〇圓
蕎麥		三五車	三八、五〇〇圓

其他

五八車

七八、九〇〇圓

計

四八七車

五九三、三六〇圓

即ち兩者合計八九八車その金額一〇〇萬圓を越ゆるの多額に達した。

茲に於いて新任の東鐵商業部長心得たる夏氏は、邦商並に外商に對し其の前後措置に關する照會を發したるにより荷主側合議の末左の如き回答を發した。

『發送濟の貨物に付きては哈爾濱に返送し、運貨を拂戻し、更めて連絡運貨により南行せしめられたし』

然るに東支鐵道は右に對し、『滞貨逆送料として、一布度に付き一〇金哥の運賃支拂を要求する』に至れるを以つて、更に當地關係商は左の要求を發した。

『中間驛の滞貨は速かにハルビンに逆送し、連絡輸送により南行せしめられ度し、哈爾濱—長春間は、一布度二金哥まで好意的に承認す』云々。

斯くて滞貨の逆送問題は運賃折合はず次第に紛糾したが右に對し東支鐵道は七月廿七日付左の如き回答を寄せた。

一、荷主側の要求には應じ難し、

一、中間停滯貨物は本鐵道に於いて長春まで振替ふるの責任を負ふ、

一、但し當該貨物發驛より綏芬河に至る運賃は返還せず。

本回答によれば結局長春まで八金哥を支拂ふ事となり、更に六金哥の違算を生ずるにより、荷主側は右回答を承認せず、更に凝議の末、二哥説を主張する事となり其の旨回答したるに對し、七月卅一日附東支は更に五哥に値下げしたるも、荷主側の承認ならすその後双方の歩み寄りとなり東支四哥説、荷主三哥説を持したが結局八月六日に至り、東支は荷主側の主張たる三哥を承認する事となりさしも紛糾の逆送問題も辛うじて解決する事となった。

斯くて八月十四日より貨物の逆送開始され同月廿六日を以つて、一段落を告ぐる事となつたが大豆、豆糟、麩、粟等は品質に多少の損傷を被れるものあり八月廿五日迄に大連埠頭に到着せるもの一六〇車である。

此の約一ヶ月に涉つた逆送問題によつて、東支鐵道は一八〇〇の貨車を余儀なく沿線に停滯せしめた、併も時局突發の直前、烏蘇里鐵道は東鐵の貨車約四八〇車を抑留して遂に返還するに至ら

ず、東鐵は其の間兎に角、二三〇〇に及ぶ貨車の効用を失つたのである。

時局が直接運輸に及ぼせる影響は右の如きものである。

次に七月中に於ける東鐵輸送成績を前年同月に比較すれば左の如くで却つて前年よりは増加を示して居る。

一九二九年七月中東鐵輸送成績(單位、屯)

穀物	一三四、七一
豆	三、八三四
石炭	二一、二二一
薪材	一四、三七四
材木	五九、七四四
鹽	一二、二七五
家畜	一、一九七
枯草	一、四九五

其他 一二四、八九四
計 四七三、七四五
一九二八年同月 四二七、二三七

結局本年に於いて四六、五〇屯の増加を示したが、中増加最も多きは穀類の四二、七一六屯で
 昨年の穀類輸送は一九一、九九五屯にすぎなかつた。

一九二九年八月東鐵輸送成績
 穀物 一三三二、五八三
 豆油 一一、五五二
 石油 一一、七三二
 薪材 一一、一八一
 建築材 四五、三一六
 鹽 四、九一七
 家畜 五二三

枯草 一、三九三
 其他 一一一、二六五
 計 四三三、四六二
 一九二八年同月 四二七、二三七

斯く八月に於いても結局六、二二五屯の増加を示して居る。
 一九二九年九月東鐵輸送成績

穀物 二二六、三二六
 石炭 二七、八九四
 鹽 九、四一二
 薪材 八、五四九
 建築材 四四、一八二
 家畜 一、五〇四
 豆油 一、四二四

枯 草

二、五四二

其 他

一三一、六三九

計

四五八、四七二

一九二八年同月

三五七、四六九

九月に於いても前年より増加一〇一、〇〇三屯に達す、

即ち右に掲ぐる如く東鐵運輸状態の一般は寧ろ良好なる成績を挙げつゝあるが、東鐵本來の運輸政策より按ずれば、東西兩國境の封鎖殊に東行運輸の杜絶は東鐵本來の使命に背離し、東行運輸保護政策の如きも、徒らに北滿貨物の移動を困難ならしむるにすぎず、茲に於いて東鐵は明白に運輸政策の大なる轉機に際したと見らるゝ、況して、露支問題の和平解決も既に遷延を累ねて四ヶ月を経、北滿に於ける特産物は既に其の輸送期に入つたのである。よつて東鐵當局も從來の、サウエートの運輸政策を排し、代ふるに純然たる營業本位の政策を以つてする事となり。十月十六日を以つて、新貨率を定め是を實行するに至つた。

然し乍ら此の運賃改良は(一)馬車輸送に對抗し(二)荷主の負擔輕減等を目的とせるものであ

つて、其の結果は寧ろ、南部線に於ける運輸の支障となり兼ねない。即ち、

一、貨車の配給

二、列車の牽引力

三、隣接鐵道の連絡作業

四、貨物保管と荷線

等の難關がある。

貨車の配給難に付いては、次の如き原因がある。

一、貨車を烏鐵に抑留されたる事、

一、軍隊輸送並に國境に於ける軍隊宿舍として貨車を徵發されつゝある事、

一、サウエート従業員辭職後に於ける組立工場の能率著るしく低下せること、

一、沿線のサウエート従業員激減し、新任の支那側従業員が配車の技術に欠ぐるること。

此の如き運輸上の欠陥に付き東支鐵道當局は次の如き説明を與えて居る。

一、内部線は短距離なる故速かに貨車を逆送し得ること。

二、南部線は東部線の如く屈曲の丘地に非ずして、坦々たる大道なれば、一列車を一〇〇、〇〇〇布度を牽引し得る。此の目的の爲には昨年好成绩を挙げたる如く、トルカーチ機關車を列車の中央部に配し、猶沿線に待避驛を増加す。斯くて輪轉材料の回收を容易ならしむる事により現有の機關車並に貨車により一日一〇〇〇、〇〇〇布度即ち千車の運行をなし得る。

一、南行は貨車の配給に多少の不足を生ず可き憂ひあるも最近は、多額の運輸費を余しつゝ、あり、其の結果東鐵の純利は一布度五六仙を増加して居る。

即ち例年南部線配給の一日約八〇〇車を、本年は一〇〇〇車に及ほし以つて、南行運輸の安全を期せんとする計畫であるが十月中旬以來特産の出廻はり繁忙を極むるに従ひ配車状態は懸念すべき状態となり、十一月上旬早くも配車難の杞憂が事實となつた。

然し何分にも台風一過の東鐵の現状としては、多少の配車難は、止むを得ざる事で、問題は其の一千車を兎に角圓滑に配給する事にある、よつて滿鐵側に於いても、連絡輸送の圓滑を期する爲去る十月末旬以來、東支側と協定を重ね十一月三日右協定を終つたが、左に十一月に入れる六日間の長春に於ける連絡車數を掲ぐ。

一	日	六七〇車
二	日	五〇九車
三	日	七四三車
四	日	九七〇車
五	日	八三二車
六	日	八〇七車

右の如く今後は次第に増加の傾向にあり、よつて東鐵側に於いて更に一層の配車設備を施さねば、輸送最盛期には可成の配車難を惹起すべく、新聞の報ずる處によれば十一月中旬、哈爾濱八區並に西部線に於いては、早くもプレミアミ附貨車提供が行はれたらして特産商間に恐慌を呼んで居る。

猶此處に参考の爲め昨年並に今年の七、八、九、十、四ヶ月間に亘る南行穀類の輸送量を比較すれば。

一九二八年（四ヶ月間）

二二四、九四六・〇米屯

一九二九年(四ヶ月間) 七三〇、四五一・八米屯
 差 引(増 加) 五〇五、五〇五・八米屯

亦右穀數増加の内容を明かにせば左の如くである。

註 右 側 昭和三年
 左 側 昭和四年(別 表)

穀	雜	穀	豆	油	計
二、六七三	三、〇〇八	七六八	八八、八三三		
二、四三二	三、五一二	二、九四一	一三四、六〇三		
三、三四五	二、七三〇	一、三八三	五〇、五六二		
二、三九六	一一、三三五	一、八六三	二二九、一三八		
二、七三二	一九三	一、一六三	二七、三三七		
二、七五六	一、四七六	二、六六八	一三六、二四一		
二、七五二	六四	一、二九九	五八、三三四		
四、五七三	四一	二、三五六	一八二、八六九		
一一、五〇二	五、九九五	四、六一三	二三四、九四六		
一三、三九九	一八、四三〇	一〇、七二一	七三〇、四五二		
九、〇三	一三、二八	一三、一一			
一〇三、七四八、〇四	七九、六一三、六〇	六〇、四六三、三三	二、七三三、三四九、七七		
一三〇、八六二、五〇	二四四、七五三、〇〇	一四〇、五五二、三〇	九、二九九、四〇一、八〇		

亦右穀數増加の内容を明かにせば左の如くである。

註 右 側 昭和三年

左 側 昭和四年(別表)

豆	豆	糟	小	麥	麥	粉	麩	雜	穀	豆	油	計
六二、八六六	一一、三三六	一一、二二八	一、三三五	一四、九三五	七、〇三七	八、二九〇	二、六七三	三、〇〇八	三、五一二	七六八	二、九四一	八八、八三三
九〇、六七四	一一、八一八	一〇、三三八	一四、九三五	一、二二七	八、二九〇	七、一〇四	二、四三二	二、七三〇	一一、三三五	一、三八三	一、八六二	一三四、六〇三
二一、五五〇	一六、八〇四	一六、八〇四	一六、五〇八	六六	一一、二二七	七、一〇四	三、三四五	二、七三〇	二、三三五	一、八六二	一、八六二	二一九、一三八
一六三、一三六	四、三七五	四、三七五	六六	五九三	八、二九八	八、二九八	二、七三二	一九三	一、四七六	一、六六三	一、六六三	二七、三三七
一〇、五一〇	三三、四九八	三三、四九八	四九五	六三三	六三三	六三三	二、七五六	一、四七六	二、六六八	二、六六八	二、六六八	一三六、二四二
九四、六一五	八、六〇六	八、六〇六	四九五	八、〇九五	八、〇九五	八、〇九五	二、七五二	六四	一、二九九	一、二九九	一、二九九	五八、二三四
三六、九一三	一九、四三三	一九、四三三	一、七九六	二、二七九	二、二七九	二、二七九	四、五七三	四一	二、三五六	二、三五六	二、三五六	一八二、八六九
五三、九一五	三三、五五五	三三、五五五	一、三〇五	三三、六四七	三三、六四七	三三、六四七	一一、五〇二	五、九九五	四、六一三	四、六一三	四、六一三	二三四、九四六
一三一、八五九	七八、八五一	七八、八五一	三、三〇五	二〇、一七四	二〇、一七四	二〇、一七四	一三、三九九	一八、四三〇	一〇、七二二	一〇、七二二	一〇、七二二	七三〇、四五二
五五三、五六九	一三、一一一	一三、一一一	六、〇六	七、六四	七、六四	七、六四	九、〇二	一三、三八	一三、一一一	一三、一一一	一三、一一一	二、七三三、三四九、七七
一三、三八	四五三、〇六、〇五	四五三、〇六、〇五	一〇、八八三、七六	二六四、七〇三、〇八	二六四、七〇三、〇八	二六四、七〇三、〇八	一〇三、七四八、〇四	七九、六一三、六〇	六〇、四六三、三三	六〇、四六三、三三	六〇、四六三、三三	二、七三三、三四九、七七
五〇、八三一、九三	一、〇三三、七四、四〇	一、〇三三、七四、四〇	二二三、九四八、〇〇	一五四、一三四、七〇	一五四、一三四、七〇	一五四、一三四、七〇	一三〇、八六二、五〇	二四四、七五三、〇〇	一四〇、五五二、三〇	一四〇、五五二、三〇	一四〇、五五二、三〇	九、二五九、五〇一、八〇
五一、四〇六、九〇												

五二、〇三錢

十月數字單位は、右側一米屯、左側一キロ屯、なり
二米屯

斯くて東行封鎖による南行増加の状況は昨年に比し運送量、五〇五、五〇五、八米屯の増加、運賃収入概算は十月中を以つて、六、五三六、一五二圓〇三錢の増收なる。

今假りに露支時局が來年四月迄継続するものとし且つ同期間に於いて昨年同量の穀物を輸送するものとするれば、南行貨物數量の増加並に南滿線の運賃収入は畧左の如くなる。

	輸	送	量	運	賃
自一九二八年七月	東行	一、四二〇、五七三、三			
至一九二九年四月	南行	一、五〇七、六〇七、八		一五、六〇三、〇〇〇圓	
自一九二九年七月	南行	一、九二八、一八一、一		三〇、三〇六、〇〇〇圓	
至一九三〇年四月					
差引 増加額		一、四二〇、五七三、三		一四、六九三、〇〇〇圓	

次に既往一ヶ年の東南行數量を品種別に掲ぐ。(單位米屯)

品	種	東行	連絡南行	寛城子打切	合計
豆	類	八三四、〇三〇・三	一、一九三、九七六・三	六〇、一三三・七	二、〇八八、一三〇・三
豆	精	四〇八、六一三・〇	一三五、五四八・五	三〇・七	五三五、一八三・二
小豆	類	二、〇三九・八	三九、五〇三・七	三三三・〇	四一、八五四・五
麥	粉	一八、四七八・八	五三、九八一・八	一四、一〇九・二	一八五、五六九・八
麥	類	一九、七三九・五	四六、五六六・〇	六九、三九五・四	一一五、五六九・八
高梁	類	七、五一一・三	四九、三四三・三	二、〇七六・五	七一、一四〇・三
粟	類	五、九八三・二	九、一八八・五	一八、三〇七・六	三五、〇七七・三
玉蜀黍	類	二、九三九・五	四、八三三・〇	五、一四八・二	一五、九六三・四
其他	類	三五、三七一・二	三三・九	七三六・九	三、六九一・三
計	類	一、三三五、七八四・九	一〇、五二二・〇	四、七九〇・七	五〇、五七三・九
	類		一、五三二、四七五・〇	三七四、九一〇・九	三、一四三、一七〇・八

右の中南行並に寛城子打切の分は先頁に掲げたる一屯當り賃金によりて、運賃収入を算出し得
即ち右表中東行を除外せる運賃収入總額は二一、八八二、一三三・五、九五錢即ち二千萬圓餘に達す

ト 治 安

今回の時局の東支鐵道サウエート側従業員に與へたる反感は哈爾濱を首め東支全沿線に亘りて
非常なる恐慌を惹起した、殊に八月初旬以來放火、暗殺、列車爆破線路破壊等の兇行隨所に演ぜ
られ、加之ふるに開戦の流言頻りに起りて、北滿住民の人心恟々たるものがあつた。

茲に於いて支那側は警察新要員を募集し、亦保安隊は従來の二個大隊を倍加し、同時に奉天に
ありては李振聲を命じて哈市警備司令とし、七月卅一日衛兵一連を率いて、當地に來らしめ、在
哈部隊並に警察と協力して、極力治安の維持に當らしめた。

八月月上旬に於ける當地在留部隊は左の如くで、交互に市内を示威遊行し、其警戒に任じた。

東北陸軍第七旅司令部

第七旅騎兵一連

歩兵第十團山砲一連

歩兵第四十二團

歩兵第五十七團

歩兵第七十二團（第一營ノ一部欠）

亦濱江警備司令佈告の要旨を掲ぐれば左の如くである。

- 一、一般民衆に對するもの、
- イ、不良分子取締りを厳にし、逮捕に努む、
- ロ、軍人又は官吏の名を偽り不法を働く者は處罰す、
- ハ、無職浮浪の徒は正業を求めよ。然らざる者は不良分子と認め逮捕す、
- ニ、妄りに流言を放つ者は處罰す、
- ホ、警備令に違反する者は總て處分す、
- 二、軍人に對するもの
- イ、外出の際は上官の證明書を携帯する事、
- ロ、特別任務ある者の他、午後八時以後の外出を禁す、
- ハ、娛樂場への出入を嚴禁す、
- ニ、商品は相當の代價により購ふ可し、掠奪強要的行爲をなす者は嚴罰に處す、

ホ、乗物賃金は定められたるものを支拂ふ可し、

ヘ、警備員の訊問には明確に答ふ可し、

三、各團體護衛員に對するもの、

イ、團體使用の護衛員の携帯兵器は正規の證書を必要とす、

ロ、軍服類似のものを着用すべからず、

ハ、警備員の尋問には明確に答ふ可し、然らざれば不良分子と見做して處罰す、

斯くて支那側は一切に特別嚴戒に就いたが、サウエート露人の亂暴は容易に終熄せず八月上旬より中旬にかけては殆んど連日放火事件繰返され、亦沿線列車妨害による列車従業員の犠牲者は十指を屈するに余り猶ハルビン市内目抜き場所に於ける兩回の探偵暗殺等は何れも、慘劇の主なるものである。

是等の行爲がサウエート國籍人の果して如何なる系統を有する者によつて爲されたるやは明らかでないが、其の犯人の大部分が職業組合員である事は見逃がせない事實である。同組合本部は七月十一日他のサウエート諸機關と共に閉鎖を命ぜられたが、當日支那官憲臨檢の際は、殆んど證

據物件らしきものを發見する能はず、殊に組合員の存在は否として不明であり、果して組合員相互間に如何なる聯絡あるかも判明しない。併も特別嚴戒に就ける支那官憲の背後を衝き、各所に慘劇を惹起したその行爲は戰慄すべきものがある。

蓋し七月初旬以來、職業組合員の一部が秘密結社を組織し陰謀を計畫し著々是を實行したるものと思はせられる。左に主なる事件を摘記する(勿論蘇聯邦國境内よりの軍隊の襲撃は別である。)

月 日	場 所	被 害	備 考
七、二〇	穆稜驛	電線切斷	犯人即時逮捕
七、二一	綏芬河	レール取外し	犯人不明
七、二三	同	爆彈を投下交通破壊を企つ	犯人逮捕
七、二三	哈爾濱驛	列車に爆彈を投ず	嫌疑者逮捕
七、二三	同	機關車破壊未遂	犯人逮捕
七、二七	札蘭屯	線路巡視人殺害	同
八、一	李道子河驛	第五、六列車放火	犯人不明

八、六	小綏芬附近	レール下に爆藥裝填	同
八、六	細鱗河附近	橋梁爆破未遂	同
八、九	哈爾濱驛附近	レールのネジを引抜く	犯人不明
八、九	王兆屯驛附近	レール取外し	犯人逮捕
八、九	興安嶺驛附近	電柱三本切斷	容疑者逮捕
八、一〇	哈爾濱驛附近	電燈線切斷二回	犯人不明
八、一〇	密門驛材料廠	木材置場放火	同
八、一一	哈爾濱驛附近	露燈線切斷	同
八、一一	烏吉密河驛附近	レールのネジ抜き	同
八、一三	哈爾濱附近	職工宿舎に放火、二名負傷	同
八、一五	石頭河子驛	電話線切斷	同
八、一七	橫道河子驛	建物放火	同
八、一八	哈爾濱驛附近	貨物列車に爆彈投下	同

八、一九	細鱗河驛附近	第三旅客列車爆弾にて粉碎	同
八、二〇	一面坡驛附近	ボルト十五本抜き去る	同
八、二四	舊哈爾濱附近	爆弾所持の露人逮捕	起訴中
八、二九	細鱗河驛附近	列車爆破装置發見	犯人不明
九、一	穆稜驛附近	列車顛覆未遂	容疑者廿四名逮捕
九、二	綏芬驛西方	ボルト廿七本抜き去る	犯人不明
九、七	同	軍用列車と普通列車の衝突を圖る	同
九、一四	哈爾濱	松花江鐵橋破壊未遂	同
一〇、九	哈爾濱	探偵暗殺	同
一〇、二二	札蘭諾爾附近	線路地雷發見	同
一〇、二六	滿洲里附近	貨物列車爆破	同
一〇、三〇	牙克石驛附近	同	同
一一、一	細鱗河驛附近	同	同

七 時局發生後に於ける蘇支紛争狀況

一 兩國の軍備

- イ、サウエート側にありては山來極東の赤衛軍本部はハバロフスクにあり、七月十四日サウエートが其の最後通牒を發するや先づ警備本部をチタに置き、
- 一、ハバロフスク、ブラゴウエシチエンスク間一ヶ師團、
 - 二、スバスカ、ニコリスクウスリースキ、浦鹽方面に一ヶ師團、
 - 三、チタ、ダウリヤ方面に一ヶ師團、
- を以つて警備に充て、更に自動車、裝甲車、毒瓦斯飛行機等の最新武器を配す。
- 然して其の警備線は、マツエフスカヤ、ブラゴウエシチエンスク、虎林、浦鹽、バラノフスキ、ニコリスク、グロデコフ等で、其の主力は滿洲里國境に近くヤツエフスカヤ及びバラノフスキよりニコリスクに至る虎林境、並にボグラ國境のグロデコフ等である。
- ロ、支那側は滿洲里の一族、齊々哈爾より應援の一族、海拉爾駐屯の呼倫貝爾警備の一族等を

以つて、西部國境の警備に任じ、更にボグラニチナヤ常備軍一千の他一面坡よりの應援部隊、及哈爾濱より急派の一千三百、等により東部國境を堅め亦黒河には一旅を置き萬一に備えた。其の兵員數は支那側勝るも劣らず唯、訓練の程度に、兵器並に戰術に於いて、次に述ぶる如く到底同日の談ではない。

殊に蘇民衆間には武力解決説主唱せられ、ハバロフスクを首め浦鹽、莫斯科並にオデッサ等にて對支示威運動起り、痛く赤衛軍の士氣を鼓舞し、其の挑戰的なりしに反し、支那側は頻りに不戰條約を云爲し、力めて戰鬪を避け和平交渉に焦慮せるの狀態なりしを以つて幸か不幸か戰鬪に稱す可き程のものは惹起されず、殊に七月末に至り、前衛の衝突を恐れたる支那が、其の案山子的警備軍を後退せしめ萬一の事なからしめたるは今日迄比較的平穩にて過ぎ得し主因であらう。

兩三回に亘る前哨の衝突、或はボグラニチナヤに於ける爆彈投下、亦ジャライノール奇襲及び三河地方に於ける虐殺の如きも事實は些事なりしもの多く、爲にせんとする支那側の宣傳を考慮せねばならぬ。

二 滿洲里

七月十三日サウエートは早くも、軍事行動を開始し、イルクーツク軍團の東方輸送を開始し、十八日知多に野營中の歩兵第七聯隊並に騎兵第五旅團をダウリヤに歸還せしめ、一方知多よりは、ダウリヤへ向け軍隊の輸送を開始した。

支那側において、七月十六日以降黒龍軍を滿洲里へ配して、最前線の警備に就かしめた。

七月中旬より末旬に亘り、サウエート側は、最初の威嚇行動に出で飛行機並に裝甲車を用ひて支那軍を脅威し、殊にハルビン總領事メリニコフ氏の出境以來は、開戦近しと豫想されたるも遂に撃たず七月廿六日頃よりは支那軍が其の前衛軍を撤退し主力を後方、海拉爾へ移動するに至り衝突の危機去るに共に末旬より滿洲里會議の開催となり和平氣分濃厚なれるも蘇側の牽制的示威は次第に激しきを加えた。

然るに八月上旬滿洲里會議全く決裂せるを以つて、蘇軍は第二段の示威行動に移りしもの如く滿洲里を首め、黒河方面（水軍の部参照）並にボグラニチナヤ方面（綏芬河の部参照）に於いては遂に兩三回の交戦をすら見るに至つた。今衝突又は攻撃の狀況を左に摘録す。

八月十六日

午後四時「アバガイド」の南方に於いて、蘇軍騎兵約三〇〇は野砲十二門を率ゐて、支那領に進出し札賚諾爾附近の支那軍陣地に向け約二〇〇發の榴弾を浴びせたる爲支那軍是に應戦し約二時間の後蘇軍は砲撃を止めつゝ、引き揚げた。支那側の損害は戦死將校一、負傷將校二、下士卒八である。

八月十八日

蘇軍札賚諾爾の支那軍陣地を砲撃す、支那應戦したるも損害なし。

八月二十日

蘇軍は八十六待避驛附近より支那陣地を砲撃支那側三度應戦す。

八月下旬は比較的平穩なり

九月三、四日

蘇軍は兩日赤機をアバガイド、札賚諾爾、及び滿洲里の上空に派し偵察を遂げたる後、四日蘇軍は、三〇余發の砲弾を浴びす。

九月五、六、七日

赤機滿洲里上空に偵察を遂げ七日、札賚諾爾の支那陣地を砲撃し、同日夜、赤機滿洲里及び札賚諾爾の上空に現れ照明弾を投下す。

九月九日

午前、午後の兩回に涉りて八十六待避驛より装甲車二台を進出せしめ支那陣地を砲撃す、午後八時八門により約一時間に亘り砲弾一五〇を放つて支那軍を攻撃せるにより支那側應戦し、死者三名、負傷者十一名を出だす。

九月卅日

蘇軍の變裝乘馬部隊約二〇〇、アルグン河を渡りて村落を掠奪殺傷したる後三河地方の白系露人東支鐵道「ヤケシ驛」の西北約八邦里の地點「ツルヌイハ」迄來たり、茲に亦掠奪を極めた所謂三河地方の虐殺事件之である（後項に詳し）

十月一、二日

一日午後三時頃蘇軍飛行機三台飛翔し來たり、夕刻より支那陣地に向け砲撃を開始す。

二日午前四時蘇軍は夜襲によりて、支那軍第一陣地を占領、正午以來其の砲撃益々激烈、支那

軍の死傷五〇名に達す。

十一月十七日

同日蘇軍の飛行機二十六台は滿洲里及ジャライノール並に其東方鐵道諸驛を襲ひ數十の爆彈を投下し同時に砲、騎、歩の赤衛軍は一齊に攻め入り滿洲里を包圍し梁司令は全軍を率ひて海拉爾に退却した十八、十九の兩日も赤軍の攻撃前日の如く猛烈であつたから二十一日には海拉爾に於ける支那軍は興安嶺に退却する事となり二十二日には海拉爾の支那官憲も全部引揚げとなつた茲に於て支那殘兵の掠奪は公行せられ住民の慘狀其極に達し居りしが二十三日朝赤機十二台海拉爾の上空に顯はれ盛んに爆彈を投下したから海拉爾の混狀は一層峻烈を極めた、赤機は赤軍は上叙の通り大威嚇を與へ揚々自國內に引揚げたが廿八日午後五時に至り復もや博克圖に赤機十二臺顯はれ驛及機關庫に爆彈を投下し數多の車輛を破壊して引揚げた。

三 綏芬河

七月十六日に至りて、赤軍騎兵約二〇〇〇は、砲六門、飛行機數臺を持つて、バラノフスキーに到着し、同日其の飛行機はボグラニチナヤの上空に飛むだ。

支那側に於いても同日、吉林軍をボグラニチナヤに輸送し、東部國境の警備に就かしたて七月下旬迄は、兩軍共滿を持して對峙せるのみ。七月廿七日滿洲里軍の後退と共にボグラ警備軍も亦其の主力を馬橋河附近に後退せしめた。

赤軍は當時國境線を距る三〇〇—一、〇〇〇米の地點にあり宛かも滿洲里會議の開催となれるを以つて頻りに牽制的示威を試み赤機屢々ボグラニチナヤ及び密山方面に現る。

斯くて東部國境に於ける交戦は滿洲里より遙かに早く、八月四日を以つて既に小衝突となつた以下紛争の狀況を掲ぐ。

八月四日

夜赤軍の小部隊は綏芬河を距る南十五邦里、東寧縣廳所在地たる三岔口に現れたるを以つて、蘇支兩軍の射撃戦となれり但し、大事に至らず。

八月八日

蘇の偵察機三十八臺ボグラの上空に飛ぶ。

八月九、一〇日

赤軍は、穆稜、馬橋河に及ぶ遠距離示威飛行をなす。

八月十七日

夜、支那混成の匪賊らしき一隊約三五〇、三岔口を襲ひたるにより支軍戦はずして、萬鹿溝に總退却す。よつて匪賊（赤軍の利用せるものならん）は入境し掠奪の後監獄を開き囚人約五〇〇を伴ひて撤退。綏芬河よりは歩兵一營、騎兵一連を急派し同地方の防備を堅む。

八月廿日

支那側に於いては、東西兩國境の危機迫れるを以つて新たに錦州附近の二旅、約二萬を北上せしめ更に洮南の旅に動員を命ずるに共に左の如く指揮官を任命す。

王樹常 東境指揮官

胡毓坤 西境指揮官

張作相 總指揮

同時に蘇側にありてもレニングラード軍管區副參謀「フエチコ」を極東に派遣し、特別極東軍參謀長たらしめた。

八月下旬

吉林第七旅、海林馬橋河間に移動し、同第十旅も哈市に集合せり。

九月三日

同日以後蘇側は連日飛行機を以つてボグラニチナヤの上空に威嚇す。

九月八日

早朝より蘇軍砲兵は突如砲火を開き綏芬河の支那陣地を攻撃し、午後六時に及ぶ、砲弾は綏芬河市内並に其の西方「西毛屯高地」にも落下せるものあり。

支那軍是に應戦せるも其の態度甚だしく不活潑にして徒らに陣地を固守するのみ。その損害は死者二〇、負傷約一〇〇に達す。

同時に赤軍は三回に亘りて、飛行機を綏芬河上空に派し、初めて爆弾を投下す其の數約三〇個停車場を首め線路、電報局等に多大の損害を與え、兵士、一〇、地方人二名の死傷者を出だせり。

亦蘇軍は極度に支那陣地に接近せしめ、十字火的、機關銃を浴び相當の損害を蒙れるものと思

考さる。

同日以來綏芬河は死衄さ化し残留者僅かに五、六百。

十月卅日

夜蘇軍は、三岔口に現れ、奇襲によりて同地の支那兵を驅逐し掠奪の後退却す。

十一月に入りても時々赤機は綏芬河並に穆稜炭坑上に顯はれ時には爆弾を投下し威嚇して居る

四 水軍と黒河方面

蘇側の所謂黒龍艦隊はハバロフスクに本部を有し左の諸艦より成る。

有塔砲艦 四隻

河川砲艦 三隻

通信艇 三隻

支那側の東北艦隊は富錦に根據を有し河川砲艦十隻よりなるものである。

時局直後の七月十三日水路の國境たる三江口には支那側砲艦一隻の他、同日當地へ急派の江亭利綏、利捷の三隻、計四隻、サウエート側も三江口對岸の蘇領に砲艦四隻を配して是に對峙せし

めだが一般はサウエート側遙かに優勢で頻りに示威游戈を試みた。

亦黒河方面に於ける兩軍對峙の事情はゼーヤ河畔を含みてサウエートの兵力約四、〇〇〇武市を中心として警備に就き、支那側は黒河に歩兵五〇〇、騎兵二〇〇、砲兵一五〇、砲六門、追撃砲六門並に環彈地方に歩兵三〇〇、追撃砲六門を擁した。

交戦は八月九日倭西門にて開始された、以下順次是を列記する。

八月六日

支那側に於いては、江防艦隊の兵員を増加す可く營口より海兵一五〇名を送り、本日哈爾濱着直ちに乗船せしむ。

八月九日

蘇軍の一隊黒河上流八〇邦里の地點「倭西門」に現れ上陸掠奪を遂げ、支那警備軍と交戦す、死體若干（一説には二十一個なり）と機關銃一を放棄して退却。

八月十二日

サウエート砲艦「孫逸仙」號は十日拔錨、上流に向け航行せしが十二日に至り武市を距る約十

三邦里の地點にて支那領を砲撃して十七日武市通過下航す。

註 八月上旬以來は蘇砲艦の示威遊戈盛んなる爲支那、戎克及び筏は全く航行を中止するに至る。

八月十三日

蘇軍再び倭西門に現れ、依然掠奪を繰返し兵營、官衙を破壊して退却す。

九月二、三日

赤機初めて、武市の上空に飛びて示威軍動をなす。

九月六日

一日並に六日の兩日夜陰に乘じ蘇の小部隊黒河岸に來たり支那汽船の爆破を企てたるも失敗に終る。

九月二十日

同日頃よりチタ方面の部隊、歩兵約二、〇〇〇軍用列車にて、武市に移動を開始せり。

十月十一日（拉哈蘇々事件）

同日朝蘇軍は全戦闘力と、並に飛行機十四台を持って拉哈蘇々附近の支那軍艦を攻撃し江平、江安、江泰の三隻を遂に撃沈して拉哈蘇々を占領し、支那軍艦一隻は難を避けて富錦へ遁入するに至つた。支那側の死傷實に五〇〇に達す。

十月十四、五、六日

支那側に於いては右事件に鑑み急遽兵を三姓並に富錦に送り赤軍撤退後拉哈蘇々地方警衛に就かしむ。

十月廿六日

夜蘇軍の一部隊黒河岸を襲ひ、電燈廠を爆破す。

十一月一日

蘇黒龍艦隊は陸兵と協力して、支那軍艦根據地たる、松花江上の富錦を襲ひて是を一時占領したるにより、支那側は全然無抵抗主義により樺川に退却した。

此後黒河方面は殆んど毎日の如く飛行機の威嚇を受け住民は眞に生き居る心地さへないを報じて居る。

五 三河地方の慘狀

三河地方は露支西部國境たる滿洲里の北方にあり、國境線を傳ひて北上すれば、金礦として著名なる吉拉林—滿洲里間の畧々中央に位し根河、得爾布爾河及喀拉布河の合流地點なるを以つて村民は自ら是を三河地方と呼ぶ部落約三〇ヶ村、國境地帯稀に見る壤土として知られて居る。

其の沿革は一九一八—一九一九年頃革命を遁れた露人の一部を、革命後サウエートの治政に快からぬ露人がアルゲン河を渡り、支那領の沃地に泰平の夢を結ばんとして來れるに首まり亦セミヨノフ軍の殘黨が、再起を目して當地に避難し來りて成れる純然たるロシア移民村であるが、其後今日迄十年を閲して今や總戸數四五〇、人口二五〇〇に達し、坦々たる美田を豊富なる家畜の群は眞に桃源郷の名を取づかしめず和平の避難移民は支那官憲の誅求に脅え乍らも猶泰平を喜び孜孜して業務を勵むだ。

農牧は同地方の主生業で殊に牛酪は一等品として夙に其の名を知られ、其の多數はハルビンを首め沿線諸地方に供給されて居る。

事件發生の原因

右に掲げたる諸事情を綜合し、三河虐殺事件の原因として考察せらるゝ眞相は畧々次の如きものである。

一、物資、産物の掠奪

二、白系露人に對する反感

亦一説によれば三河地方は此處數年來、サウエート領よりの遁入者増加するに至れるも先住の白系露人は一には赤化の宣傳を恐れ他面、自己の開拓し、又開拓せんとして、ある地域に新來のサウエート人の來耕するを喜ばざる風あり、よつて新來者の群は三河地方に隣るアルゲン諸支流河域に個々の村落を設定するに至り先住者たる隣村の白系露人と面白からず殊に先住者の豊沃の美田を羨望して幾度か事を構ゆるに至つた。今サウエート軍は此の間の事情を知り村落間の争鬭を利用して、掠奪の目的を達し、併せて露西亞帝國の再興を夢みる白系の殘黨を殺戮せん企つるに至れるものなり。

諸種の事情を考察するに恐らく是等數個の原因相結びて這般の事件を惹起するに至れるものであらう。

事件の發生

虐殺事情の真相として傳へらるる處を摘記すれば左の如くである。

九月卅日變裝乘馬部隊約二〇〇のサウエート軍が機關銃を擁してアルゲン河を渡り、東鐵牙克石驛の北方約三十三露里（吾約八里の地點）ツルヌイハ村に一古老を訪ひ、名簿を示して記載者の所在を確かしむる處あり、よつて古老は名簿所載の各人は既に數日前當地を逃れ海拉爾へ避難せし旨を答へたるに指揮官らしき男は一應調査の要あるにより村民を集合すべしと命じ集れる村民約百名を名簿と突き合せ、遂に其の人なしと知るや突如機關銃を擬し無慘にも一齊に銃火を浴びせ須臾にして擧殺を遂げ直ちに掠奪を開始するに至つた。

亦其の一隊は近隣のチャンキル村に同様の慘虐を敢てし一應撤退したるも越えて十月四日、赤騎約五〇復も三河のナンへ村に現れ殺傷廿六名、嬌女を數名を拉し、掠奪を遂げて引き揚げた。

犠牲者總數は一〇〇名を越え、物資は掠奪され、民家並に官公衙は放火又は破壊せらるゝに至れるを以つて、難を免れたる村民並に近隣諸村の住民は大擧して、東鐵沿線海拉爾地方へ避難を開始した。然るに此の種慘劇は其後も引き續き十月八日並に十一日擧擲に繰返され殘留の男子は有

り合せの狩獵銃等により遂に應戦するに至れるも機關銃の一齊射撃は隨所に阿鼻叫喚の修羅場を現出するに至り無辜の住民は或は河中に投棄され幼児は兩親の前にて是を引き裂き、井戸の中に投棄する等の暴虐を繰返すに至り犠牲者總數實に二〇〇を越ゆるに至つた。

慘事の大略は是を以つて盡きるが、同地を視察せる米國副領事の語る處に據ればさしもの桃源郷も荒涼たる焦土と化し、掠奪を免れたる家畜は死屍を越えて、曠野に餌を求め海拉爾への街道には親を失ひたる孤兒の群が飢と渴に惱み乍ら、當もなく、さよよひ歩く、様蓋し悲慘の極みである。

右米國副領事は、哈爾濱歸着後、直ちに其の實情を本國に移牒し、不取敢米國赤十字を動かして救濟費二〇〇〇元を支出せしめた。亦哈爾濱を首め沿線の白系露人は義捐金を據出し、殊にハルビン孤兒院並にネストル師は三河の孤兒を收容する事としたるにハルビン市内のみにて、孤兒の分譲を希望するロシア人の數は五〇に及び孤兒不足の奇觀を呈して居る。

支那側に於いては本事件を以つて、人道上許すべからざる非道のものなりとし、其の真相を広く世界に發表して大いに輿論の喚起に努め亦國際聯盟を通じて、蘇軍の蠻行を訴え同時に蘇本國に

向け嚴重なる抗議を發すべし。

然るに本事件たるや支那の主權下に惹起されたるのみならず同地駐在の支那官憲は事前に同地を避難し以つて生民の保護に任ぜず剩さず事件は再發し、三度、四度、五度に涉り繰返されたるも遂に自後の警備にも任ずる處なし果して、支那領は支那主權の發動に俟つて言ひ得べき乎。

八 諸列國の態度

五月廿七日に於ける當地サウエート總領事館手入れ事件以來、各國領事の報告に基づく北平外交界の緊張は見逃し難い事實であるが未だ表面上に現るゝには至らなかつた。強ひて是を求むれば唯一人駐支フランス公使、マルテル氏が蘇支國交斷絶の場合を豫想したが、時局突發の約一ヶ月前たる六月八日朝、外交部長王正廷氏を訪ねて「國交斷絶の場合に於けるフランスの對東鐵借款を保障する事」に關し協議したるのみ。

其他の各國に在りては、時局前更に蠢動の様子なくハルビン領事團も時局直後左の中合せをなすに止めた。

「支那が東支鐵道の交通及び商運を維持し、而して華府會議に違反せざる限り領事團は東鐵問題に關し不干涉の態度を持す」

然るに其後に至り烏蘇里鐵道並に後貝加爾鐵道との連絡杜絶するに至れるを以つて、七月十九日に至りハルビン領事團は協議を遂けて左の如き警告を東支鐵道に發する事とした。

「東支烏蘇里の連絡、並に東支、後貝加爾鐵道の連絡杜絶は各國商民の取引に甚大の影響あるのみならず後者の連絡不能は世界の交通路を杜絶するものなり、よつて聯絡は一日も早く是を復舊され度く亦前者の聯絡杜絶による東部線の滯貨は速かに荷主の意嚮に添ひ適宜の處置によりて外商の損害を軽減されし」

其後事態は益々紛糾するに至り、領事團は東部線の滯貨問題解決後は一切無干涉の態度を持した米 國

七月十八日米國々務長官ステムソン氏は、吾駐米大使出淵勝次氏並に英國大使ホード氏首め其他の列國代表と本問題に關する協議を遂けたる結果蘇支兩國は昨年八月締結されたる不戰條約の調印國なるにより七月十九日付、佛國を通じサウエートに和平交渉を勸誘するに同時に更に駐

米支那公使伍朝樞氏を通じ本國支那に向け和平交渉に入る可き事を懇願せしめた。

右に對し支那側は直ちに同意の旨回答を寄せたるに反し、サウエート側はフランス外務省に對し、次の如き回答を發し以つて和平交渉の勞を拒絶した。

『今回の東鐵奪取事件は支那の武斷政策による、奉露、蘇支協定の一方的廢棄に端を發する支那の不法行爲なる事明白なり、よつて支那側に於いて合法的なる事前の状態に回復せざる以上遺憾ながらフランス外務省の好意ある申出を謝絶す』

即ちサウエート側は頗る婉曲に米國の所謂好意を拒絶し、同時に莫斯科新聞に於いて、米國の共同管理の復案を素破抜くに至つた。果して米國の眞意の那邊にありしやは別とし、結局、米國の本問題に對する努力は水泡に歸した譯である。

亦ワシントンに於ける各新聞は、當時一般に蘇側の遺方の正當なるを認め同時に不戰條約の締結に基づき米國が自發的に本事件に關與せざらん事を主張して居る。シカゴ、デイリーニュースは日本が調停に當る可きを論じ日本若し仲裁に任せずば支那が聯盟加入國たるにより他の聯盟加入國是に常るべしと述べて居る。シカゴ、トリビューン紙は、支那は開戦により國民の注意を蘇聯

邦に向け、國內の統一に利用すべしと雖、夫は却つて軍閥擡頭の禍を残すべしと論ず。

紐育のワールド紙及、バルチモアンサー紙、更に華盛屯の各紙は「蘇支の紛争は仲裁々判により解決さるべく兩國共に不戰條約に調印せる事實を指摘し、蘇政府の注意を促すと共に日、英、佛、伊各國の注意を喚起するに決せり」この國務長官の談話に賛意を表して居る。

英 國

次に英國は、米國の蘇支兩國に對する和平交渉促進の警告に關する通牒を米國政府より受くるや、廿二日米國政府に對し「米國政府の友誼的勸告により目下急迫せる蘇支關係の緩和を圖らんとする努力に對し萬腔の誠意を披瀝し、相協力するの意志を有す」と回答し、更に日本政府に對しても左の如き通牒を寄せた。

『英國政府は蘇支間の紛争を解決すべく何等か適切なる調停方法あらば是を實行するに際し、進ん、日本と緊密なる接觸を保たん事を希望す』と。

然して英國に於ける一般の輿論は、今回の事件を通じて、支那側の立場を不利ならしめて居る。

茲に七月十六日付、マンチエスター、ガーヂアン紙の社説を摘録する。

「這般の支那による東支鐵道の暴力回收は、列國をして支那に對する警戒心を抱かせるものゝなつたにすぎない。支那の態度は武力によりて擁護せざるものは破壊するの方針なる事を明白に示した。恐らく是は治外法權撤廢拒絶の最も良き口實を列國に與ゆるものゝなつたのである。即ち在支外人は其の財産を武力によつて擁護す可き必要を痛切に感じた。但し英國は日本と同様衷心其の和平解決を希むで止まぬ」云。亦ロンドンタイムス紙は暗に日本の努力の當然なる可きを説き「蘇支開戦の場合には日本は其の利益擁護の爲め適當なる處置を兩國に對して講ずべきも、支那側の頻々たる條約違反蘇聯邦の赤化宣傳は何れも日本の同情を惹き得ぬものゝなるであらう。亦蘇聯邦が支那に對し軍事行動を採るは、英蘇國交回復の際面白からぬものなり」云論じて居る。

佛 國

次に佛國政府は先に米國より發せられし警告書の傳達の勞を採つたがサウエート政府よりの拒絶に會し、駐日佛國大佛ドビー氏は左の如き聲明をなして居る。

佛國政府は蘇支紛争に際し、先方の依頼あらば調停の勞を辭せざるも進んで積極的干渉をなさ

んごするものではない、要は和平解決を望むの故に、決して仲裁の勞を惜しまないのみである亦サウエート政府は佛國政府に對して、未だ列國と和平的解決の交渉を開始する迄には露支兩國の關係が夫程立到つて居ないご回答せるにより、本國政府も兩國情勢の推移を靜視する方針である」云。

然るに其後の情勢は佛國の仲裁を必要とせず、殊に佛國は對東鐵債權國たるの關係上表面上調停に立つ事には面白からぬものがあつた。

此處に亦新聞を通じて其の輿論を窺へば、ジュルナル、マタン紙は、聯盟の發動は加入國の要求ある場合にして、聯盟理事會の役員であり且つ今回の事件に關係深き日本こそ、調停に任ずべしと論じて居る。タン紙は本回の東鐵事件たるや蘇支の紛争に止まらず投資國たる佛國も重大なる注意を要すべしと述べ蘇聯邦は單に聯盟の加入國たらざるのみならず是を敵視せる事實を指摘し國際聯盟の干渉の無効を説いて居る。此の他一般の新聞も「蘇支斷交するも容易に開戦せざるべく、亦此の紛争原因は蘇の赤化宣傳に基づくものなり」云蘇聯邦を攻撃し、更に外相ブリアン氏が不戰條約の精神に則し和平解決に努力せる事を稱揚して居る。

要するに英米佛は何れも東支鐵道又は蘇支何れかに公平ならざる利害關係を有し、殊に英米の如き所謂列強が直接表面上の仲裁役たるには對列強關係に重大なる影響を有した。

獨逸

茲に調停國として現れたのは獨逸である。獨逸は蘇支兩國に對し畧々公平なる關係を有するのみならず東支鐵道そのものに對しても現在の處、白紙であるにより列國關係も亦圓滿を期し得た但し獨逸は全く受動的に兩國の意志を取り次いだに止より一切積極的の行動を避けた。今其の經緯を見るに八月十九日カラハンが獨逸大使館を通じて對支聲明書を發し「國境に於ける掠奪行為は白系露人によるものである。宜しくその武装を解除せよ」と述べたるに首まり、其の後駐獨支那公使の蔣作賓氏が非公式に伯林に於いて、テチエリン氏を訪ね和平解決に關する協議を遂げ其の内容を南京政府に發送した。

由來獨逸は駐支サウエート領事の支那引揚に際し其の後繼事務を夫々各地の獨逸領事館に托した關係があり亦獨逸側はその和平交渉に際し聲明を發して「蘇支問題の和平解決の爲には喜んで調停の依頼に應ずべし」と述べて居る。

斯くて獨逸が兩國代表の意志の取次を圖るに至つたが結果は一時順調に運び乍ら共同宣言書の内容に關し支那側が秘密主義をこれるに反し、サウエート側が八月卅日突如、其の内容を發表するに至りたる爲偶々ゼネバの聯盟總會後、支那側代表の暴言となり、サウエート亦是に應酬し所謂伯林會議が危機に瀕し次いで九月六日獨逸はモスコ駐在の大使を通じて「兩國紛争解決の爲に盡くせる努力も水泡に歸し、是以上盡くす可き手段を有せず」この文書を莫斯科當局に交付し獨逸は全く手を退くに至つた。獨逸が調停に出でたる事情右の如くで遂に積極政策に出でず單なる橋渡しの役にすぎなかつた。

當時に於けるドイツ新聞界の論調はアルゲマイナ紙が「蘇支の開戦は結局徒事である、故に互に感情に走らず冷静に解決すべし」と説きターゲブラツ紙は盛んに國際聯盟の活動を煽動した位である。

其後米英獨佛の策動したるもの更になく、北平外交團は本問題を目して蘇支の直接協定に俟つ可きものみなし、蘇支をして行く處まで行かしの方針の下に全然干渉せざる様暗黙の諒解を遂げたと傳へらる。

九 時局の當地方經濟界に與へたる影響

時局の哈爾濱經濟界に與へたる現象の主なるものは、

- 一、東行杜絶に基づく特産貨物の停滯
- 二、防 穀 令
- 三、哈大洋の暴落
- 四、金融の硬塞
- 五、小賣顧客の激減
- 六、奥地よりの仕入中絶

等で一として當地商業界に重大なる影響を及ぼさざるものはなかつた。

東行杜絶による特産貨物の停滯に付きては先に運輸の欄に於いて是を述べたが兎に角約一八〇〇車の特産が突如其の通路を塞がれたる爲に、既に浦鹽にて貨物の到着を待ちし空船の滞船料亦是を大連に廻航するの費用及び特産貨物の逆送即ち、南滿への轉送、亦その逆送賃金として、協

定せられたる、布度三金哥の運賃及び一ヶ月に涉りし逆送問題解決迄に品質に被れる損傷等何れも免れ難い遠算であつた。殊に大連歐洲間の船運賃は非常な硬調で従來一八志見當のものが二八志以上に昂騰した程船腹拂底の際であり、浦鹽歐洲間を大連歐洲間に變更せし場合船會社が果して、幾何で其の需要に應ずるかは想像するに難くなかつた。

畢竟、特産商が、就中大豆のワツサルド、シビリスキー、ドレイフユース等の外國商人が甚だしい傷手を被つた。

次に七月廿九日發布の小麥輸出禁止令は更に特産商を窮地に陥れた。該令は最初、當地傳家句に傳へられ、支那商人に對して軍用に供給する事を命じたるものであり一部のものなりと考察されたが事實は東鐵全線に涉つて効力を有し、一切に外國商人への賣却を禁止するものであつた。右に付いては八月一日在哈爾濱日本總領事、條約上の根據に基づき抗議する處ありたるも支那側にては「防穀令は發せず」を頑張り併も二日、支那商人に對し小麥並に雜穀の境外輸出を嚴禁し、支那側にては萬全を期した。

言ふ迄もなく、軍用に資するに共に、他面浦鹽方面への穀類供給を斷絶せんとするの方針に出

でたるものであつたが、何分にも穀類の輸出禁止は外商の大洋需要減となりさらぬだに我邦の金解禁説に脅えつゝある大洋相場をして益々悪化せしめ地元商人を苦しめる一助となつた事も見逃がせなす。

此處に時局を従ひして解決された、輸出税の二重徴税問題がある。此は松花江沿岸の大豆、小麦其他の雜穀に對し、南行輸出せらるゝものは二重の課税を支拂ふ事となり、殆んど南行不能の状態にありたるを以つて、東行杜絶と共に取引全く行詰まれるに際し、支那側に於いて遂に二重課税を撤廢するに至つた。是時局の特産商に與へた唯一の利益であらう。

哈爾濱經濟界のバロメーターとして、今大洋相場の消長を掲ぐれば左の如くである。(但對哈大洋百元の引値)

月 日	圓	月 日	圓
七、八	六六、七〇	七、一〇	六五、一五
七、一二	六五、〇五	七、一四	六五、〇五
七、一六	六五、一〇	七、一八	六四、七五

七、二〇	六四、四〇	七、二二	六二、八〇
七、二四	六三、九五	七、二六	六四、〇五
七、二八	六四、二五	七、三〇	六三、六五
八、一	六三、五五	八、三	六三、二五
八、五	六三、一五	八、七	六二、八〇
八、九	六一、九五	八、一一	六二、三五
八、一三	六二、〇二五	八、一五	六一、七五
八、一七	六〇、四五	八、一九	六〇、〇〇
八、二一	六〇、二〇	八、二三	六〇、六五
八、二五	六一、八〇	八、二七	六一、七五
八、二九	六一、二〇	八、三一	六〇、九〇
九、一	六〇、六〇	九、五	六一、〇五
九、一〇	六〇、〇〇	九、一五	五八、八〇

九、二〇	五八、五〇	九、二五	五八、八〇
九、三〇	五七、七〇		
一〇、一	五七、五五	一〇、五	五七、八〇
一〇、二一	五七、九〇	一〇、一五	五七、五〇
一〇、二〇	五七、六五	一〇、二五	五七、八〇
一〇、三〇	五七、九〇		
一一、五	五七、六五	一一、一四	五七、〇〇
一一、二〇	五六、八〇	一一、二五	五四、六五

時局突發の當時は何分にも一般商家の閑散期であり遅くとも八月中旬に事件の解決を見れば大なる影響なかるべしと見られたるに、八月以後事件は益々紛糾し加之るに右の如き哈大洋の下落によつて、當地キタイスカヤ街の秋冬物仕入は非常な支障を來すに至つた。

殊に八月に入りて以來はダリバンクの閉鎖説流布され、各銀行一切に警戒を嚴重ならしむるに至れる爲、著るしく金融の圓滑を欠ぎ貸出の手控え、回収の峻酷となり支那側商人は總商會を通

じて銀行の回收緩和策を懇請する處となつた。

今當地各銀行事情を一言すれば七月十四日の最後通牒により各銀行一切に警戒を初め、殊に東行貨物の爲替取組に對しては多大の苦心を加ふるに至つた。

當時極東銀行は小口預金者の取付を見るに至れるも支那側官憲は「壓迫的に閉鎖せしむる事なかるべし」と聲明せるに仍り辛くも取付の難を免れたるも、八月以後同行は既に閉鎖準備に着手し貸出金の回收を開始した。

七月十九日頃より支那側銀行は信用狀あるものの他、貸出中止をなすもの多く一面、以つて哈大洋の暴落に備えるに至つた。

邦人側銀行も我邦金解禁の準備旁々貸出金の回收を初めた、猶太商業銀行は宛かも、スキデルスキーの破産により直接時局とは關係なきも兎に角貸出金の回收峻烈を極むるに至つた。猶太庶民銀行も亦業態行詰よりの爲資金の回收を圖つた。

最も窮狀を曝露せるは極東借款銀行で、同行は取付に遭ひ遂に破産の醜狀を現出するに至つた。當時最も寛大なりし香港上海銀行も亦時節柄特産資金の貸出に苦心を加ゆるに至り、同時に花旗

銀行も八月十日頃より新規貸出を手控えるに至つた。

佛亞銀行は資金行詰まれる爲、是が打開を兼ねて、其の回収に努力するに至つた。

要するに結局破綻状態を現出したるは極東借款銀行のみであるが各銀行共右の如き諸事情により一齊に貸出資金の回収を圖るに至れる爲、金融は事實硬塞の状態を呈するに至つた。然も此の時に當り東支鐵道は閑散期で収入減を続け財政難に直面せる爲其の貸出金額中の二〇〇萬元を回収し益々一般金融市場に悪影響を與へた。

九月中に於ける流動資金は八五〇萬元、同業者預金は八〇萬元の減少を示した。

斯くて愈特産出廻りの季節となり増收は畧確實となつたが相變らずの相場高で買氣薄を続け十月中の買付九、二〇〇車例年に比し不振であつた、殊に結氷期を目前に控え雜貨綿糸布の幅輻する頃であるが何分にも奥地手持農産物の取引捗々しからざる爲、商況例年になく沈滞した。尤も大洋は割に安定し十月中、一%の動搖ありしのみ、但各銀行も依然消極方針を持し信用狀なきは概ね金融不能に陥つて居る事従前通りである、十月の流入資金は九〇〇萬圓で同業者預金は時局に押れたが多少の増額を示して居る。

斯くて時局が北滿の經濟動脈たる特産の取引に多大の影響を與ふるに至れるを以つて、北滿の商取引は一律に沈衰したが小賣商人の打撃は亦頗る甚大である、例へば東支鐵道従業員約三、〇〇〇の本國歸還は露人を顧客とする小賣商人に取り需要の激減となつて現れた、加之ふるに華商側は仲秋節の決済期に際したる爲窮況に墮したるもの不勘遂に破産六、準破産九を算するに至つた。是は奥地商人に於いて殊に著るしく、滿洲里、綏芬河の西東國境を首め是に接する各地住民は續々避難せる爲、殆んど商取引停止せられたるのみならず一般日用品の如きは、邊境派遣の警備軍にせしめられたるもの尠くない。

殊に國境防備の嚴重なるに伴ひ、北滿貿易に陰然たる勢力を有したる密貿易が殆んど全く其の影を絶つに至つた事は近年未曾有の現象である。

奥地住民の避難と密輸の斷絶は宛かも結氷期を前にし仕入準備に就かんさせる奥地商人の哈爾濱注文を斷念せしめ、此處にも亦哈爾濱商界の不況を深刻ならしむるものとなつた。

猶支那駐屯兵の亂暴事件と赤系又は白系露人の犯罪増加は平時に比し頗る増加し特に鐵道沿線に著るしき増加を見たる爲に商工業の發展を阻害せし事顯著である。

此處に時局發生の當時在哈爾濱、サウエート商業機關並に各個人の引揚、避難に際し、邦人倉庫に保管を依頼したる數量、種類並に荷主名を掲ぐ(數量は函數)

荷主	商品名	預入數	十月付殘存數
チツクマン	精糖	五七二	三二二
同	角糖	二〇〇	七七
同	同	五二	一六
同	同	六〇〇	六〇〇
同	同	三七八	三七八
同	同	三三〇	二七四
同	麻糸	一八	一一
同	塗料原料	二四	二四
同	乾葡萄	五七五	七
ロイ、チツクマン	角砂糖	一五〇	一六

同	古新聞紙	二五〇	二五〇
同	同	三〇〇	三〇〇
同	角砂糖	三三四	三三四
同	同	一三八	一三八
同	麻糸	二五〇	五一
同	氷糖	八九五	一七八
同	赤糖	九〇	九〇
同	双目糖	三〇〇	六
同	同	二九一	七四
同	麻糸	七一	四一
同	車糖	二〇〇	一〇三
同	同	二〇〇	二〇〇
同	同	九九	九九

同 同 同 同 烏鐵商業部 同 同 同 國營貿易部 同 バラーノフ 同 ヤンチエフ

綿 同 綿 同 綿 同 同 綿 麻 圖 圖 同 自
布 糸 布 糸 袋 書 書 動
車

三五 七 三九 一五〇 一八 一〇 九 一三 一〇二 一 一 一 一

三五 六 三一 一四七 一八 八 九 一三 七三 一 一 一 一

同 同 同 同 同 同 國營織物組合 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 綿 織 綿 同 同 車 同 麻 同
布 物 布 糖 糸

四一 一〇〇 一〇〇 一〇一 九七 三 一六 一〇六 一三五 一〇〇 七一 二九 一三五

三二 一〇〇 九八 九六 六八 三 一六 一〇六 一三五 一〇〇 三一 二九 一三五

協調を得居りしに係らず時局に關する軍費捻出方の會議には邦人議員には一片の通知さへなされりしは時局の影響であつて邦人の特權侵害として特記し置くのである。

一一 時局の將來

十一月廿七日莫斯科發聯合至急電報に依れば「二十七日張學良は電報を以て東支鐵道問題に關し會議するに當り莫斯科政府に對し三ヶ條の蘇側提案を承認する旨通告した」之に對しリトノフは、

- 一、豫備交渉の前提即ち一九二四年の奉露協定に準據して東支鐵道を紛争前の原狀に恢復する事を支那側が公式に同意する事、
 - 二、東支鐵道正副管理局長を即時復職する事、
 - 三、今回の東支鐵道事件に際し逮捕されたる蘇國籍人を即時釋放する事、
- 右條件を承認せば勞農政府は前條第二項に基き管理局長エムシャノフ及副管理局長エースモンドを復職せしむ、貴下の受諾されたる第一、第二の條項に要求の第三項をも履行せられたし但し

貴下の代表をハバロフスクに派遣されん事を提議する尙ほ勞農側は外務人民委員會ハバロフスク代表シマノーフスキを代表として、以上の諸項實行解決に當らしむ尙正式會議の場合は改めて期日を定めたい。

と返電したのである、而して

二十七日伯林發聯合電報は「當地支那公使館は支那政府が莫斯科駐劄獨乙大使を通して蘇政府に手交した通牒全文を公表したが右通牒に於て支那政府は極力和平維持の爲め努力したるも今日の事態を惹起せるは遺憾だが此上の衝突を避ける爲め蘇支兩國は武装軍隊を國境線より各三十哩の地點迄一齊に引揚げる事としたいと提議し、支那政府は蘇支兩國が共に調印してゐる不戰條約に準據して事件を中立公正なる第三國に持出し裁決に委す用意ある旨言明して居る」と報して居る

二十七日倫敦發聯合は「本日下院に於て外相ヘレダーフレは前保守黨内閣外相チェンバレーンの質問に答へ北滿に於ける蘇支兩國の軍事行動に關しては英國政府は列國間の共同調停に喜んで參加するのみならず英國より之を發言してもよい旨聲明した」とある

以上の電報通信に依り察すれば蘇支兩國共に威嚇競争を止め平和裡に解決し度ひ事は萬々であるが前記詳述したる如く東支鐵道に於ける實狀は最早や動す可らざる支那側の掌中に存する以上よし管理局長と副局長を復職せしめ、逮捕中の蘇國籍人を釋放するに雖果して紛争前の原狀に復し得るや大なる疑問である特に其原狀の程度が如何なるものか随分デリケートなる問題であつて愈會議開催さるゝもなか／＼急速に解決するものではあるまい、特に支那側は蘇奉協約を破つて第三國に調停依頼の意あり、英國はその調停に参加する希望ある等々既に發表されたる諸電報にてもなか／＼順調に早く解決すべき模様でない。

エムシャーノフ局長エースモンド副局長復職歸哈し支那の弱點を見くびりたる以上その原狀恢復を峻酷に實行すべく或は前イワノフ局長振りを示さざるやを考慮し居る者さへあるも無理からぬ事である。

東支問題の平穩化するはまだなか／＼の事である、要は公平なる野心なき、關係深き列強の一つが誠意調停の地位に立ちてその調停案に蘇支兩國を絶對服従せしむるにあらざれば北滿の將來はバルカン半島以上の紛争地にして永久すべし。

附 録

一 蘇支協定摘録

第三條 兩締約國政府は所定の會議に於いて中國政府と前露帝國政府の締結せる一切の公約條約協定議定書及契約等を總て廢棄し別に平等相互の原則及一九一九年、一九二〇年兩國のサウエート聯邦政府宣言の精神に基づき更に改めて條約、協約等を締結することに同意す

第六條 兩締約國政府は相互に相手國の國境内に於いて、他の一方の政府に謀反及反對する爲に成立せる各種の機關又は團體の存在及活動を許さざることとを擔任し並に相手國の秩序及社會組織を紊すが如き宣傳を爲さざることとを承認す

第八條 兩締約國政府は兩國々境に於ける河川、湖沼、及他流域上の航行問題に關し、相互平等の原則により會議に於いて規定することに同意す

第九條 兩締約國政府は會議によりて、左に列擧する原則に根據し東支鐵道問題を解決することに同意す

- (一) 兩締約國政府は東支鐵道が純然たる商業的性質を帯ぶるものなることを聲明す。並に該鐵道自身の營業事務は該鐵道に於いて是を直轄し、其他の有する中國の國家、及地方主權に關係ある、各項事務、即ち司法、民政、軍政、刑務、市政、稅務、地所（鐵道用地を除く）等は中國官府に於いて辦理することを聲明す
- (二) サウエート聯邦政府は中國政府が中國の資本を以つて東支鐵道及鐵道所屬の一切の財産を回收することを承諾す。並に該鐵道に關する一切の株券債券を中國に移轉する事を承諾す
- (三) 兩締約國政府は、會議により鐵道回收金額、及條件並に其の移轉手續を解決することに同意す
- (四) サウエート聯邦政府は一九一七年三月九日革命以前に於ける東支鐵道の株主、債權を所有する者及債權人に對し一切の責任を負擔す
- (五) 兩締約國政府は東支鐵道の前途に關しては直接、中蘇兩國によりて取り極め、第三者の干渉を許さざることを承認す
- (六) 兩締約國政府は本條第三項に規定したる事項未だ解決を経ざる以前に於いて特に「暫行管理

中東鐵路辦法」を規定することに同意す

第十條 サウエート聯邦政府は前露政府の中國々内各地に於いて各種の公約、條約、協定等により取得せる租界、其他に關する總ての特權及特許を拋棄することに同意す

第十一條 サウエート聯邦政府は、露國に屬する團匪賠償金を拋棄することに同意す

第十二條 サウエート聯邦政府は治外法權及領事裁判權を放棄することを承諾す（一九二四年五月卅一日調印）

二 暫行管理中東鐵路協定摘錄

註 上述蘇支協定は、其の第二條に於いて、遅くも蘇支協定成立以後六ヶ月以内に細目協定を遂ぐ可き事を約したるにより、細目協定締結に至る間、鐵道事務は本協定により執行される事となつた。

第一條 本鐵道に理事會を設け、議決機關となし、理事十人を置き蘇支兩國政府より、理事各五名を任命して是を組織す、中國政府は中國理事一名を任命して理事長即ち督辦となし、蘇聯邦

政府は、サウエート人理事一名を任命して副理事長即ち會辦とす

理事會法定數は七名を以つて最少限度とす、其の採決は總て六人以上の同意を必要とし然る後執行の効力を有するものとす

督辦及會辦は理事會の事務を共同管理し、各項の文書を採決するものとす

督辦及會辦事故ある時は、各該政府は他の理事をして其の職務を代理執行せしむ（督辦は中國人理事、是を代理し、會辦はサウエート側理事中より是を代理す）

第二條 本鐵道に監事會を設け、監察五名を以つて是を組織す中國人監察二名は中國政府是を任命し、サウエート側監察三名はサウエート政府是を任命す、會長は中國人監察中より是を選舉するものとす

第三條 本鐵道に局長一名副局長二名を置き、局長はサウエート人を以つて是に充て、副局長は蘇支兩國人各一名とし、理事會是を任命し各該政府の認可を受くるものとす

局長、副局長の權限は理事會是を規定す

第四條 本鐵道の課長、副課長等は理事會是を任命す、若し課長中國人なる時は副課長にはサウ

エート國人を任用し課長サウエート國人なる時は副課長は中國人を任用すべきものとす

第五條 本鐵道の各役員は原則として蘇支兩國人を平均に任用するものとす

第六條 理事會は鐵道事務を商議し、是を解決すること能はざるときは兩締約國政府に申請して是を解決するものとす、但し本協定第七條に記載する所の豫算の事項に關しては此の限りに非

第七條 本鐵道の豫算は理事會より理事會及監事會の聯合會議に是を廻附し其の認可を経るものとす

第八條 本鐵道の収益は理事會是を保管し、本鐵道の根本辦法解決せざる以前に是を流用することを得ざるものとす

第九條 理事會は前露西亞帝國政府が一八九六年十二月四日批准せる中東鐵路公司章程を本協定及一九二四年五月三十一日締結の蘇支協定第二條に定むる所の會議に於いて解決せられたるべき本協定は直ちに廢止する（一九二四年五月卅一日調印）

三 奉蘇協定摘録

東支鐵道

第一條 兩締約政府は双方合意の上東支鐵道問題を解決すること左の如し

(一) 締約政府は東支鐵道が純然たる商業機關たることを聲明す、兩締約政府は同鐵道の直轄する營業事務を除く他凡有ゆる中國の國家及地方政府の權制に關する各項の事務即ち司法、民政、軍務、警務、市政、稅務及土地（鐵道自身の必要地を除く）等の如きは一切支那官憲に於いて是を辨理處置す

(二) 一八九六年九月八日締結せる東支鐵道敷設經營契約第十二條に記載せる期限八十ケ年を六十ケ年に短縮す、然して該期限滿了後に於ける東支鐵道及同鐵道一切の附屬財産は全部無償にて中國政府の所有に歸するものとす
上記の期限即ち六十年は双方合意の上短縮すべき事を商議するを得。サウエート政府は中國が本協定調印の日より該鐵道の買收權を有することに同意す、但し買收の際は双方より該鐵道に

對し既に投ぜる實際の價格を商議決定し且つ中國の資本を用ひ公平なる價格を以つて是を買收すべし

(三) サウエート政府は双方より組織せる委員會に於いて東支鐵道會社の債務問題を一九二四年五月卅一日北京に於いて調印せる蘇支協定第九條第四項により決定することを承諾す

(四) 兩締約政府は將來にも東支鐵道問題は只中國及サウエート兩國間に於いて解決し第三者の干渉を許さざることに同意す

(五) 一八九六年九月八日締結せる、東支鐵道敷設經營契約は双方より組織せる委員會に於いて本協定調印後四ケ月以内に本協定の條項に従ひ修正を完了すべし其の未だ修正を了せざる以前に於いては兩國政は原契約により有する權利にして本協定と抵觸せず且つ中國の主權を侵害せざるものは引續き有効とす

(六) 本鐵道に理事會を設け議決機關となす、理事十名を置き中國側及サウエート政府側より各五名を任命す

中國理事中一名を理事長と爲し督辦を兼任せしめ、サウエート政府より任命せし理事一名を副

事長を兼任せしむ、理事會の法定人員は七名を以つて最少限度をなし、一切の議決は六人以上の同意を得て初めて執行の効力あるものとす、

督辦を會辦は共同して理事會の事務を管理し並に各項の文書に檢印す、

督辦を會辦事務あるときは當該政府より別に理事を任命し職務を代理せしむ（督辦は中國理事に於いて會辦は蘇側理事に於いて是を代理す）

(七) 本鐵道に監事會を設け監事五名を以つて是を組織す監事五名の中監事二名は中國側より任命す、他の三名はサウエート政府より任命す監事長は中國監事中より是を選挙す

(八) 本鐵道に管理局を設け局長一名は蘇國人を任命し、副局长二名は中蘇兩國人各一名を以つて是に充て右任命は理事會に於いて是をなし、各該政府の承認を経べきものとす

局長副局长の權限は理事會に於いて是を規定す

(九) 本鐵道の各課々長は理事會之を任命し、課長中國人なるときは副課長蘇國人たるを要す、課長蘇國人たるときは副課長は中國人たることを要す

(十) 本鐵道各課人員は蘇支兩國人民平均分配の原則によりて任用す

本項の平均原則を實行するに當り其の如何を論ぜず、該鐵道日常の生活、及事務の進行を妨害することを得ず、即ち兩國の職員を聘用するときは各該員の經驗、品行、學歷、及資格を標準とすべし

(十一) 豫算及決算問題にして本協定第一條第十二項に據りて處理する以外の諸問題は理事會に於いて議決す、同理事會に於いて議決する能はざるときは締約双方の政府に報告して平和公平の方法を以て解決すべし

(十二) 本鐵道の豫算決算は理事會より、理事會及監事會の聯合會議に提出して審定すべきものとす
(十三) 本鐵道に於りる一切の純益は理事會に於いて保管し、双方より組織する委員會が兩締約政府の純益分配問題を解決する以前は是を流用するを得ず

(十四) 理事會は一八九六年十二月四日舊露國政府の批准せる東支鐵道會社定款を本協定に據り速に修正を遂げ遅くとも理事會成立の日より四ヶ月を越ゆるを得ず、其の未だ修正を了せざる以前に於ては該定款中本協定に抵觸せざるもの及中國の主權を妨害せざるものは引續き適用す

(十五) 將來中國の東支鐵道買收條件に關し兩締約政府間に商定を経たる時若くは本協定第一條第二

項所載の期限満了し該鐵道が中國の所有に歸したるときは本協定中東支鐵道に關する凡有る條
 項は直に其の効力を失ふものミす（一九二四年九月廿四日）

東支鐵道問題の真相と其の經過（下卷了）

哈爾濱商品陳列館刊パンフレット目録

號數	書名	號數	書名
一	東三省特別區市内、郷、自治、暫定規則並施行令	一四	露國の亞麻と北滿洲の亞麻栽培研究
二	北滿特産と日本特産商の現状	一五	(一) サウエート憲法史の梗概
三	滿洲里、海拉爾事情		(二) 金融上より見たる東鐵附屬地土地建物の權利關係
四	勞農露西亞の國家制度(上)	一六	(一) サウエートの最高裁判
五	同(下)		(二) ソウエート機關の概要
六	勞農露國の對外貿易規則集(上)	一七	勞農露國に於ける取引契約
七	北滿洲の工業概観	一八	(一) 村落、郷ソウエート機關の概要
八	勞農露國の對外貿易規則集(下)		(二) 勞農當局の説明せる同國の現狀
九	現行勞農商業法規概説	一九	(一) 同縣州内國貿易部に關する規定
一〇	現行勞農企業法規概説		
一一	西伯利經濟事情(上)		
一二	同(下)		
一三	北滿地方の阿片		

二〇	包裝の研究	(缺)	三一	露人の見たる太平洋問題解決道程	(缺)
二一	ウクライナ共和国の概況	(缺)	三二	東支沿線指南(上)	(缺)
二二	北滿地方の阿片(下)	(缺)	三三	勞農露國々立極東及極東農業銀行定款	(缺)
二三	北滿に於ける露人及外人關係事業	(缺)	三四	露人の見たる太平洋問題解決の道程(二)	(缺)
二四	露領極東大觀(一)	(缺)	三五	露領極東概觀	(缺)
二五	同	(二)	三六	露人の見たる太平洋問題解決の道程(三)	(缺)
二六	入露の指針	(缺)	三七	東支沿線指南(中)	(缺)
號外	臺灣の旅	(缺)	三八	露人の見たる太平洋問題解決の道程(四)	(缺)
二七	(一)勞農露國內異種民族共和國の近況	(缺)	三九	沿海縣事情(上編)	(缺)
二八	(二)勞農露國及極東購買組合成績	(缺)	四〇	一九二五年—二六年度サウエート國民經濟豫想	(缺)
二九	露領極東大觀(三)	(缺)	四一	大正十四年度勞農露國沿海縣事情(中編)	(缺)
三〇	同	(下)	四二	同	(缺)

四三	同	(後編)	五六	ソウエート聯邦法規概要(上)	(缺)
四四	ソベイト聯邦對外貿易銀行定款	(缺)	五七	勞農露西亞の財産權	(缺)
四五	極東經濟問題中に現れた東支鐵道	(上編)	五八	ソウエート聯邦法規概要(下)	(缺)
四六	同	(下編)	五九	ソウエート聯邦に於ける密輸	(缺)
四七	公報より見たるソベイト聯邦の經濟狀態	(缺)	六〇	ソウエート同に於ける外國貿易	(缺)
四八	ソベイト對外獨占ミネープ	(缺)	六一	同	(二)
四九	計畫的經濟と外國貿易獨占	(缺)	六二	東支沿線指南 下編(乾)	(同)
五〇	ソベイト極東の教育	(缺)	六三	同	(坤)
五一	ソベイト國營工業	(缺)	六四	ソウエート聯邦に於ける經濟事情	(同)
五二	(一)ソベイト一九二五年度の經濟政策	(缺)	六五	同 聯邦と共和國並共產黨と猶太	(同)
	(二)ソベイト工業管理に職業同盟の參加	(缺)	六六	ソウエート文化施設外國人の權利義務私有財産及相續財産	(同)
五三	ソベイト利權政策の新傾向	(缺)	六七	西伯利地方極東地方並ヤクート	(同)
五四	經濟上より見たる勞農露西亞	(缺)	六八	エート自治共和國	(同)
五五	極東地方金融制度	(缺)	六九	ソウエート聯邦利權法(上編)	(同)
				同(下編)	(同)

- 七〇 ソウエート聯邦に於ける輸出貿易の期節性
- 七一 ソウエート極東地方の諸統計
- 七二 洮昂及四洮鐵道案内
- 七三 一九二六年度蘇國の外國貿易日蘇貿易
- 七四 支那領烏蘇里沿岸事情
- 七五 ヤクーツク共和國(上卷)
- 七六 ヤクーツク共和國(下卷)
- 七七 最近に於ける蘇聯邦の國民經濟一般
- 七九 極東經濟及び文化的施設に對する各委員の報告概要
- 八〇 極東殖民史
- 八一 松花江沿岸事情
- 八二 北滿の移民
- 八三 沿海縣の水田
- 八四 ソウエート共和國土地法典(前編)

- 八五 同
- 八六 露支東部國境の密輸事情
- 八七 呼海鐵路並に沿線事情
- 八八 吉拉林及三河地方事情
- 八九 ロシヤ雜觀(上篇)
- 九〇 同(下篇)
- 九一 松花江の航運
- 九二 極東の水田
- 九三 ソウエート聯邦概覽
- 九四 北滿に於ける輸入商品(その一)
- 九五 蘇聯邦極東産業計畫
- 九六 極東沿海地方の諸企業(上卷)
- 九七 極東沿海地方の諸企業(下卷)
- 九八 北滿に於ける輸入商品(その二)
- 九九 現行外國利權及國民經濟の及ぼす影響
- 一〇〇 旅大並に南滿東支鐵道附屬地とその隣接地帯に於ける支那人の經濟

(後編)

- 一〇一 蘇聯邦の課税ミ反幹部派的勢力
- 一〇二 東支鐵道沿線牧畜狀態及同鐵道の對策並に沿海縣北滿の米作
- 一〇三 ソウエート聯邦に於ける原料貯藏高
- 一〇四 吉林省中部各縣事情(上卷)
- 一〇五 同(下卷)
- 一〇六 蘇聯邦の大資本施設(上卷)
- 一〇七 同(下卷)
- 一〇八 昭初三年哈爾濱市況
- 一〇九 傅家甸に於ける工業
- 一一〇 蘇聯邦の國營保險
- 一一一 北滿に於ける輸入商品(その三)
- 一一二 哈爾濱に於ける商工組合其他規定集(上)
- 一一三 蘇聯の失業ミ其對策
- 一一四 哈爾濱に於ける商工組合其他規定

- 一一五 集(下) 松花江の航運
- 一一六 附、黑龍江の航運使命
- 一一七 極東移民
- 一一八 東支鐵道南部沿線事情
- 一一九 極東露領視察記(一)
- 一二〇 同(二)
- 一二一 極東露領移民用地の概要
- 一二二 最近の浦鹽斯德港
- 一二三 東支鐵道西部沿線事情
- 一二四 烏蘇里地方に於ける朝鮮人
- 一二五 東支鐵道問題の真相ミ其の經過(上卷)

(下卷)

終

御
成